# 住宅景観の変容に関する研究動向

杉 谷 真理子 (2016年10月6日受理)

Direction of Housing Landscape Research in Japan

Mariko Sugitani

**Abstract:** There are many studies on the townscape, rural landscape, and housing landscape in Japan conducted by researchers from different disciplines. However, there are limited comprehensive studies on the direction of housing landscape research across various fields. Concern over the formation of a good landscape has risen recently. Therefore, a thorough understanding of the reality of the housing landscape is required. In this article, I discuss a housing landscape perspective, the aim of the formation of a housing landscape, and the problem of the direction of housing landscape research across various fields.

Key words: housing landscape, historical streetscape, landscape town planning, appearance of house

キーワード: 住宅景観, 歴史的町並み, 景観まちづくり, 住宅外観

# 1. 研究対象としての「住宅景観」

#### 1.1 「景観」概念と本稿の目的

地理学においては「景観」に関する概念は多様な捉え方がされており、1900年代に入ってから「景観」概念についてどう定義するかということについて、影響を受けたといわれるドイツ語の Landschaft の検討も含めて議論されてきた。その詳細と変遷については岡田(1987)、渡部ほか(2009)が詳細に検討している。しかし本稿ではこの「景観」概念に関しては、内容が論題から逸れることを避けるために、どの範囲で切り取るかは任意性を認め「地表面上において視覚的に捉えられるもの」と思考の枠組みとして提示するにとどめる。しかし、その背後には自然現象や人間の営みの関与があるとして、これまでの地理学的定義をもとにして、単純に視覚で捉えることはできないが「景観」の成立の背景や要因に目を向けていきたいと考える。

金田(2012)が人々の生活や生業を反映する「生きたシステム」として景観をとらえ、社会、経済、思想、自然環境、評価などの変化を受けて変化し続けるものとしたように、景観はその時代ごとに変化していく

ものである。これは我が国において近世、近代、現代 と都市部の建築物の様相が移り変わっていったことか らも容易に思い起こすことができ、景観をとらえる際 に時間的視点が必要であることを指している。景観の 変遷に関する研究手法は歴史地理学において確立され ているが、本稿においては景観を変容させる事象を中 心に据え比較的短期間での事例から考察することにな る。また、ここで取り上げようとしている「住宅景観」 とは、元来住宅が自然条件や流通などの制約を受けな がら生活を営む場としてつくりあげられたものである ということから、金田が「その地域の自然条件・立地 条件並びに社会的・経済的条件との強い関わりの下で 成立した景観」(金田, 2012, p.20) と説明するとこ ろの「文化的景観」に内包されると考えるのが妥当で あろう。本稿では人々の生活の場における景観の変化 という面を重視し、住宅供給会社の介入した新興住宅 団地などの景観も含めたうえで、戸建住宅を主として 居住機能の集積によって形成されたひとまとまりの景 観を住宅景観と定義する。しかし、この住宅景観に関 しては個々の分野において統合されることなく個別に 積み重ねられている印象を受ける。住宅というものを

主軸に、場所や分野をまたがり把握したものはみられない。ここで一度、住宅の景観に関する研究動向をまとめ、分析し課題を確認するべきではないだろうか。

#### 1.2 多様な場面で行われる住宅景観

先に挙げた景観概念のあり方も影響してか、日本において「景観」のもつ領域は広く、これをテーマとした研究は多方面において行われている。本稿では、住宅景観を研究対象範囲に含んでいる先行研究の動向をまとめ、住宅景観研究の特徴を考察する。住宅の景観について直接あるいは間接的に語られているもののうち、住宅景観の変容を述べている研究を扱うこととする。住宅を都市機能や立地などから考察する地理学のほかには、建築学、社会学、経済学、家政学など分野において住宅を対象とした研究はみられる。なかでも住宅景観研究に該当または近接するものとして、住宅空間の構造、都市計画、まちづくり、生活の場としての実態、市場価値などを対象としたものが挙げられる。以下、住宅景観への視点を内包した研究としては一

以下,住宅景観への視点を内包した研究としては一部であるが,各論文で取り扱われている対象と研究内容によって大別し論点をまとめ,住宅景観への関わり方などからそれぞれについての特徴を述べる。

# 2. 歴史的景観を対象とする研究

#### 2.1 歴史的景観保全の仕組み

まず、歴史的景観を保全するに当たって機能してい る主な現行法としては、文化財保護法、歴史まちづく り法、そして景観法が挙げられる。景観法に関しては 内容的に関連の深い第3章で述べるとして、各々の法 令・制度について概略する。1950年に施行された文化 財保護法においては、「伝統的建造物群保存地区」の 決定および「重要伝統的建造物群保存地区」の選定 などの制度とともに、2005年の改定において新たな保 護対象として「文化的景観|が加えられ、「重要文化 的景観 | の選定が行われている。伝統的建造物群保存 地区の制度とは、「市町村の主体性を尊重し、都市計 画と連携しながら、歴史的な集落や町並みの保存と整 備を行うもの1)」であり、保存対策調査を行い保存方 策を検討した後に「保存条例」の制定,「保存審議会」 の設置,「保存地区」の決定を経て, 修景基準などを 定めた「保存計画」を策定するもので、歴史的なまと まりが認められる地区を面的に捉え保存を図るもので ある。「伝統的建造物群保存地区」を定めた市町村が 申出を行い、その価値が認められ「重要伝統的建造物 群保存地区 | として国に選定されると、経費補助など の支援を受けることができる<sup>2)</sup>。2016年5月に新たに2 地区が選定され,「重要伝統的建造物群保存地区」は 112地区となる $^{3}$ )。この他に、景観形成に関わりのあるものとしては「有形文化財(建造物)」、「史跡」、「名勝」に指定されたもの、また世界遺産に登録されたものが挙げられる $^{4}$ )。

歴史まちづくり法は2008年に施行された比較的新しいものである。「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境5<sup>5</sup>」の維持・向上を目指したものであり、2016年5月時点で56カ所<sup>6</sup>が認定を受けている。国が策定した基本方針に沿って各市町村が「歴史的風致維持向上計画」を作成・認定申請を行い、それを国が認定し「認定歴史的風致維持向上計画」となると、各種事業による支援や法律上の特例措置を受けることができる仕組みである<sup>7</sup>)。

#### 2.2 歴史的景観と住宅

上記の各制度によって歴史的景観の保全が行われている地区において、景観を構成する一部として住宅も含まれている。その住宅景観はどのように捉えられているのであろうか。

宋・池田 (2010) は、世界遺産の周囲に設定された バッファゾーンおよびその周辺地区の景観に関する規 制とその実態を明らかにしている。バッファゾーン内 部の一部集落で瓦屋根への助成や花壇づくりを行う住 民の取り組みが見られる一方で、バッファゾーンの周 辺部ではマンションやアパートを含む中高層の建築物 によって眺望景観が阻害されている例を挙げ、法律や 条例等の規制によって指定された範囲においては景観 変容に抑制がかかるものの. そうではない周辺部にお いては開発が進み景観調和が図れていないことが指摘 されている。ここでは住宅景観そのものについて述べ られてはいないものの. 周辺部での住宅開発もまた景 観保全に影響を与えるものであると危惧されており. 眺望景観のなかでの阻害要素とも捉えられている。ま た古市ほか(2012) は、街並み<sup>8)</sup>の変化を視覚的「ま とまり一によって分析・評価するツールの提案を試み ており、その際対象地域の住宅形式を「町家形式」、「屋 敷形式」、「商品型住宅形式」、「集合住宅形式」に分類し、 それぞれを「伝統継承型」と「非伝統継承型」に分けた。 各類型の住宅の立地と助成による修景効果を「まとま り分布グラフ」で表現し、住宅の集積状況による景観 の見え方について分析し, 助成制度によって「伝統継 承型」住宅が増加したことでその効果を確認している。 さらに地域アイデンティティ形成の観点より, 鄭・根 上(2014)が歴史的町並み保全地区に対する一般市民 の「認識―反応」に着目した研究を行っている。これ は保全地域内の住民ではなく、伝統的な住宅地の属す

る行政区域内の一般市民に対して行われた意識調査であり、歴史的町並みを地域アイデンティティとして一般市民に認識させる手法を提示したものである。保全される住宅景観に対して、区域内住民に加えより広い範囲の居住者の視点を含めたものとなっており、景観政策における今後の可能性を示唆したといえる。

歴史的景観がどのように、もしくはなぜ形成された かに関しては、福田(1996) および藤岡(2001) の研 究が挙げられる。福田は「伝統文化の創造」という観 点より、町並み保存のプロセスを分析した。赤瓦屋根 の町並みを取り上げ、文化財の保護と地域アイデン ティティとの関係性に着目しながら、赤瓦の視認性の 高さによる「伝統」の取捨選択と、地域を守るという 住民の精神的なもののあらわれとして集落の景観を説 明した。一方、福田と同一地域の町並み景観を対象に、 藤岡は「伝統」を住民が代々継承してきた規範に従い その時々の変化に対応したものであるとし、これを「生 活の型論」とした。つまり、「人々の「生活の型」が 時間を経て、結果的に目に見える実態としての景観を つくりだす」(藤岡, 2001, p.27) のであり、生活の なかで特別な意図もなく行われてきたことを重視すべ きとして、家屋の間取りの継承の様子から集落景観の 創造を説明している。さらに、歴史的景観の保存対象 やその動機について、村松・赤坂(2009)は全国町並 み保存連盟加盟団体の動向からまとめている。村松・ 赤坂によると、町並み保存は社会背景と関連しており、 1968年に「妻籠を愛する会」が設立された当初は保存 の対象として民家はその価値を認められておらず、そ の後の文化財保護法の伝統的建造物群保存地区制度創 設などの動きにともなって認識されるようになったと いう。また、1981年に設立された「あいの会『松坂』| では伝統産業を核に、建造物が残されていない地域に おける町並み保存が展開され、これが都市化した地域 においても町並み保存活動が行われることへ繋がった と考察した。さらに、現在の町並み保存が、 まちづく りや観光地化といった正の要素を含んだものとして期 待されている状況を指摘している。

# 3. 景観まちづくりを対象とする研究

### 3.1 景観とまちづくりの理念

ここでは第2章で触れた村松・赤坂の指摘しているような「まちづくり」について掘り下げ、近年注目されている景観形成とまちづくりが一体となった取り組みの事例より、住宅景観の形成に関与している取り組みを把握したい。「まちづくり」とは多様な分野、文脈において使用されてきているが、由井ほか(2006)

が都市計画関連文献においては「都市の再開発,地域の活性化,住民を中心とした都市計画,環境・景観を中心にした都市計画,住民活動を中心とした地域社会形成」(由井ほか,2006,p.123)などを意味して用いられていると説明しているように,住宅景観の観点からみても重要な取り組みであり,なかには地域おこしの意味合いを持つものもある。

まず、今日の景観まちづくりが盛んに行われるよう になった契機として景観法の制定が挙げられる。景観 法とは、「都市、農山漁村等における良好な景観の形 成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及 び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景 観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成 のための規制. 景観整備機構による支援等所要の措置 を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法 律<sup>9)</sup> | とされ、2005年に施行された。2016年3月末時 点では681地方公共団体が景観行政団体となり、景観 計画策定団体は523団体にのぼる10)。景観法制定以前 においては、地方公共団体の制定した景観に関する条 例に強制力が無いため、景観形成に効果を発揮しづら い状態であったが、これを克服できるという点でこの 景観法は注目を集めた。現在、景観法制定後10年が経 過し、各地域における景観形成の評価等の報告が多く みられる。また、「景観まちづくり」とは、「それぞれ のまちや地域が、住民ひとりひとりの資産となり、次 代に引き継ぐに値する魅力的なものとなるよう。行 政や住民・事業者等が協働して行う取り組み11) | であ り、歴史的景観の保全を図る地域のみならず、都市部 や地方各地において商業地や住宅地をその範疇に含ん だ「良好な景観」の形成が目指されている。

#### 3.2 まちづくりおよび景観形成

以下、まちづくりに関する各取り組みの事例より特に住宅景観の形成に関わっているものを取り上げる。

楢木 (2001) は、ベッドタウン化が進んだことにより新興住宅地と歴史的景観資源の混在がみられる地域において、景観形成施策の変遷と市民参加による景観条例の策定の経緯をまとめた。対象都市における施策方針は、史跡のある歴史的景観と自然景観の維持を図る(1980年代)、地域特性を意図し景観を「活かす」計画の登場(1990年代)、「快適で魅力あるまちづくり」に向けて景観形成の重視(2000年代)と変遷していき、その流れのなかで市民から条例策定の要請が高まり1999年より条例策定に向けた住民参加型ワークショップが開催されるようになったという。これらの取り組みの結果として2016年9月現在、この都市は景観法にもとづく条例および景観計画を策定120 しており、楢木のこの研究は景観法制定以前から現在にかけ

て行われた景観まちづくりの事例として捉えることができる。

さらに、近年の景観形成への気運の高まりにより、 規制の運用実態や行政支援による景観形成の分析から、多様な地域における景観づくりへの課題等の報告 も増加している。

まず, 小島ほか (2009) は規制による建造物の高さ, 有効空間、色彩等のコントロールの成功例を挙げる一 方で、届出に対する適合・不適合の協議の際に、個々 の物件について複合的な判断をするために優先させる 基準が異なる事例が発生するなど、明文化されていな いがゆえに担当者の裁量に任せられている点を指摘し た。屋根形状や瓦の使用に関しては周囲の状況に照ら し合わせて判断するために、規制が行われないことも あるという。これに関して小島らは、デザインガイド ラインの作成活用を提案している。有馬ほか(2012) は行政によって行われた修理・修景事業による町並み の形成について、伝統的町並みのみられる2つの町を 例に、町並みの現況と事業の妥当性を検証し、定めら れた修景基準が地域の建築物に厳密には即していない 現状を指摘している。さらに、まちづくりに関する条 例の基準や運用を地域特性の観点からは、田所・加藤 (2011) によって地域特性による特例の有効性が確認 され、地域特性に最も対応しやすい市町村などの行政 区域での柔軟な運用を可能にする仕組みの必要性が説 かれている。

吉野・川島(2011)は、歴史的町並みのような特性を持たない地域における取り組みとして、修景による景観変化が住民の景観への意識を高めている点、行政による助成や相談所の開設そして企業へのマニュアル配布など多方面からのアプローチによって集計建築物が増加している点など明らかにしている。同様に、明確な景観像が認められない場合の景観形成の基準策定過程と運用において、高橋・内村(2012)は住民の主体性を重視した調査・分析を行っており、まちづくりと一体となってソフト面も含めて景観形成を行う体制づくりに言及している。この事例は助成に関して工事費だけでなく設計費も対象とする点において、今後の景観まちづくりの参考となる取り組みともいえよう。

### 4. 住宅景観を対象とした研究

#### 4.1 住宅景観を問う背景

一般的に、居住の種類は都市の中心部や中心市街地 においては集合住宅が建設され、そして中心から少し 離れると戸建住宅が建てられることより、住宅景観は 成立する立地によって面積、高さ、外構など空間的に 性質が異なるといえる。また、都市部への人口集中によって起きた郊外住宅の開発の進行は、郊外戸建住宅団地という新たな住宅景観を生み出してきた。無秩序な土地利用、住宅市場の変化、郊外住宅地での高齢化と空家の発生など住宅に関して様々な変化が生じ課題が指摘されるなかで、住宅は私たちの経済活動を反映する存在としてだけではなく、精神的な活動にも影響するものと考えられるようになり、生活する環境として物理的・精神的な改善や向上をはかる動きがみられている。

### 4.2 住宅景観の現状と変容の要因

ここでは、景観形成上住民が深く関わる機会の多い戸建住宅を対象として、その研究事例をまとめたい。地理学の視点から都市の拡大過程と景観の地域的特徴を考察した伊藤(1999)は、都市内部の住宅地を「都心近隣市街地」、「周辺市街地」、「外縁市街地」と分類し、建築物の外観の特徴より各々の景観特性を導き出し地域的特徴とした。そしてこの特徴は第二次世界大戦後、高度経済成長期、安定成長期にそれぞれ対応しており、各時代の建材や工法、そして社会・経済的条件からの影響を表出した外観となること、およびこれらの住宅地が中・長期的な都市の地域変容にもとづいて形成されていることを明らかにした。

建築協定を設けた住宅団地における景観に関して は、植栽に注目した亀井ほか(2005)、また敷地に注 目した鈴木ほか(2011)によって、協定が景観形成に どのようにはたらきかけるかが分析されている。亀井 らは住戸植栽について「住み手」、「敷地条件」、「自住 宅の状況 |. 「近隣の住戸植栽 | 等の条件から検討し. 緑の量や手入れの状態には建築協定が有効に機能する ことを認めた。一方で、協定団地と非協定団地の比較 および協定団地内の協定未加入の住宅の植栽傾向よ り、住民が植栽状況を近隣との相対で把握し、近隣の 植栽の程度に同化する傾向があることを示した。鈴木 らは、団地内の協定区域と非協定区域における敷地分 割の動向より、協定による敷地分割の抑制効果を検証 するとともに、協定区域において分割が行われた際は 居住者の親族が隣居するのに対して、非協定区域では 住宅更新や新規転入が行われることを指摘している。 このような居住者の移動から、鈴木らは敷地の過度な 細分化は否定しながら、子世代の転出により住居継承 が難しくなっている郊外住宅地において、敷地分割に よる新規転入者を一つの解決策としている。

歴史的特性のある景観地区の戸建住宅において基準 の運用実態を調査した小浦(2012)は、歴史的町並み を特徴づけている町家と新たに建てられる戸建住宅に ついて、戸建住宅が基準に適合していると判断される 場合でも駐車スペースやベランダが町家の通り面の景観を変えている状況より、個別基準への適合性とともに空間構成にもとづく評価の必要性を指摘した。劉・小場瀬(2014)は、住民が主体となってまちづくり条例を導入した郊外住宅地での住環境・景観保全の実態について取り組みの効力を認めながら、強制力がなく基準の運用や抑止力が徹底されていないことより条例の改善や地区計画の導入を提案している。小浦、劉・小場瀬においては、景観形成に関する基準が実際にはどのようにはたらいているかその実態にせまり、住宅における景観形成の仕組みへの評価がなされている。

また、住宅地の居住者の属性と景観形成を結びつけたものとしては次の2つの事例を挙げる。まず、乾ほか(2008)は都市近郊農村の住宅の変容を、農家の兼業化・非農家化および都市住民の流入と世帯類型による住宅外観の特徴より説明している。対象とした地域では今後宅地化が進むことが予想されており、ルールづくりや景観イメージの明確化、農家と非農家におけるつながりの構築を課題として挙げた。加我ほか(2013)は、開発からの時間経過に伴い建築物の更新が行われていくなかでの景観資源の継承に関して、開発当初の理念と現在の住民の視点による景観評価を通じて分析している。加我らは住民の居住歴による景観資源の認識対象や範囲の違いについても言及し、景観保全の際考慮すべき事項と考えた。

これまで挙げたものは、住宅あるいは住宅の外構等、 景観形成に直接関係する要素を対象としている研究で ある。しかし、間接的に住宅景観の変容に影響を与え る要素はまだほかにも存在する。例えば、権ほか(2001) による戸建住宅玄関前または門外の植物の有無および その置き方の実態把握、永富ほか(2001)による設計 コンペを通じたハウジングにおける主体間の関係性の 検証、さらに、宮本(2006)による高齢者福祉の観点 からみた戸建住宅の玄関アプローチのあり方の検討な ど、意図はされていないものの住宅景観を変容させる 可能性を持っていると考えられる。

# 5. 住宅景観・都市景観研究の動向

### 5.1 対象をとらえる視点と論理

まず、前章までの内容より、景観保全や景観形成の概念が拡大していく過程において、住宅も次第にそのなかに含まれるようになっていった様子が把握できた。住宅景観の変容をはかる視点として、歴史的景観への適合(修景)、地域特性を取り入れた景観形成(創出)、景観構成要素からの現状把握(実態)、形成時期と建築様式等の分類と比較(変遷)、基準の設定と運

用状況把握 (規制効果), 景観に関係を持つ人の属性 や行動 (人的要素), に大別され, 多くの場合はこれ らの視点を組み合せて検討しているといえる。

また、その研究がどのような文脈をもっているかに よって住宅景観を捉える論理が異なり、研究の方向性 が異なる点にも注目できる。①歴史的景観に根ざした 文脈で行われる研究に関しては、景観の特徴が行政や 市民などの間で共有されており、理想の景観像が定 まっているケースがほとんどである。景観保全・景観 形成の正当性を得ており、伝統的町並みとの比較など を通して、目標への道筋を示す視点で語られる。加え て、景観を形成するにあたって訪問者の存在が前提 となっており、「観光」という要素が随所にみられる。 ②一方で、まちづくりの文脈においては地域性ととも に景観計画等の策定の内容やプロセスが大きく取り上 げられ、その有効性を検証する視点で捉えられている。 これは景観を整え方向性を持たせることへの試みとも とれるものである。③住宅地や住宅団地を主な対象と した研究においては、住宅における構造等の個別事象 が抽出される傾向がみられ「住宅外観」を分析する視 点を持つところに特徴がある。そのため、景観形成の 目的や求められる景観像について積極的に語られない 傾向を示している。

#### 5.2 今後の展望と課題

以上、本稿においては「住宅景観」研究を構成する 各論文をもとに、視点の違いなどを分析した。その結 果より、今後の研究における期待および課題とされる ことについて考えたい。まず前節で述べた①に対して は、景観の保全や創出の目的が観光と結びつきやすい ことに関する懸念が挙げられる。これは実際に地域住 民の生活と観光のあり方をめぐった議論にも発展して いる。さらに、景観保全に正当性があることがかえっ て人々を思考停止の状態にしてしまう可能性があるこ とも, 視野に入れなければならない。本当に「美しい」 景観とは何か、常に考え行動し続ける姿勢が必要であ る。②に関しても同様であり、まちづくりによって形 成される景観には、景観形成の目的そしてその価値が 関わる人々全体で吟味されているかが現れているので はないだろうか。③で述べた特徴については、現在研 究の大部分を担っている建築学関連の研究手法におい て、事実の把握と手段の検討に特化した構成が主流で あることが理由として挙げられよう。また, 住宅自体 が景観の構成要素として認識されるようになったとは いっても、まだ十分な議論が行われておらず理論が構 築されていないと考えられる。今後、分野を越えて住 宅景観が論じられることが望まれる。

また,「住宅景観」研究全体を見まわすと, いくつ

かの疑問も生じてくる。まず、景観に対する様々な「定 義」への検討はされているか、という点である。福田 の主張のように、歴史や伝統自体の妥当性に目を向け る機会はあまりない。「良好な景観」は誰が何をもっ て「良好」とするのかについても同様である。また. なぜ景観は変容するのかということについて掘り下げ て考察することで、景観への意味づけや景観形成への 示唆を得ることができるのではないか。そして、住民・ 行政・民間企業等の景観形成への関与や役割が指摘さ れているが、その一人ひとりが持つ景観に対するセン スについて、どのような認識のもと調査が行われてい るか明確にはされていない。景観に対する認識が浅く. また価値などを感じないような状態であれば、仕組み だけ整えたところでそれを効果的に利用できるか疑わ しい。その場合、今後の日本の景観形成における持続 性を考えれば、何より一人ひとりのセンスを磨き、底 上げを図る必要がある。

# 【注】

- 1)「歴史を生かしたまちづくり」文化庁ホームページ http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/pamphlet\_ja\_05.pdf (最終閲覧日2016年9月23日)より引用。
- 2) 前掲ホームページより。
- 3)「重要伝統的建造物群保存地区の選定についての報道発表」文化庁ホームページ http://www.bunka.go.jp/koho\_hodo\_oshirase/hodohappyo/2016052003.html (最終閲覧日2016年9月23日)より。
- 4)「種類別文化財の詳細」文化庁ホームページ http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ shokai/(最終閲覧日2016年9月24日)より。
- 5)「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」国土交通省ホームページ http://www.mlit. go.jp/common/000170477.pdf (最終閲覧日2016年9月23日) より引用。
- 6)「歴史まちづくり法報道発表資料」国土交通 省 http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10\_hh\_000221.html (最終閲覧日2016年9月23日)より。
- 7)「歴史まちづくり」国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/common/001084854.pdf (最 終閲覧日2016年9月5日)より。
- 8) 古市らは「町並み」と「街並み」を使い分け、新市街地を含んだものとして「街並み」を使用している。

- 9)「景観緑三法の制定について」国土交通省 都市・ 地域整備局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化 環境整備室ホームページ http://www.mlit.go.jp/ crd/townscape/keikan/(最終閲覧日2016年9月25日)より引用。
- 10)「景観法施行状況」国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/common/001139943.pdf (最 終閲覧日2016年9月25日)より。
- 11)「市民景観まちづくりリーフレット」国土交通省都市・地域整備局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室ホームページ http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/data3/leaflet\_all.pdf (最終閲覧日2016年9月25日) より引用。
- 12) 「景観条例・景観計画の詳細版について」太宰府 市 http://www.city.dazaifu.lg.jp/admin/shisei/tokai/1/4467.html (最終閲覧日2016年9月25日)より。

# 【参考文献】

- 金田章裕『文化的景観 生活となりわいの物語』日本 経済新聞出版社, 2012
- 有馬健一郎・中野茂夫・井上亮「出雲市における伝統的町並みの特徴と行政支援による町並み形成に関する取り組み~大社町と平田町を事例に~」『都市計画論文集』,第47巻3号,日本都市計画学会,pp.730-708,2012
- 乾康代・寺内美紀子・伊藤勝紀「都市近郊農村における世帯類型別にみた住宅建設動向と住宅外観の特質」『日本建築学会計画系論文集』,第73巻632号,日本建築学会,pp. 2117-2124,2008
- 岡田俊裕「敗戦前の日本における「景観」概念と「景観」学論」『人文地理』, 第39巻5号, 人文地理学会, pp.55-70, 1987
- 加我宏之・田川圭佑・武田重昭・増田昇「堺市大美野 住宅地において継承されてきた景観資源の風景的 価値に関する研究」『都市計画論文集』,第48巻3号, 日本都市計画学会,pp.375-380,2013
- 亀井靖子・曽根陽子・石井智子・横山理穂「郊外大規模戸建て住宅団地の住戸植栽と街路景観に関する研究―建売住宅・団地の変容過程に関する研究 その2―」『日本建築学会計画系論文集』,第590号,日本建築学会、pp.9-15,2005
- 小浦久子「京都市旧市街地型美観地区における基準の 運用と景観形成課題―新築戸建て住宅の通り外観構 成の実態調査より―」『都市計画論文集』,第47巻3号, 日本都市計画学会,pp.217-222,2012
- 小島拓朗・池田孝之・小野尋子「石垣市風景づくり条

- 例・風景計画の効果と運用課題について」『日本建築学会計画系論文集』,第74巻641号,日本建築学会, pp.1587-1592,2009
- 権孝姫・松尾英輔・高藤博之「専用住宅の門外または 玄関前の植物の配置状況について」『ランドスケー ブ研究』,第64巻5号,日本造園学会,pp.375-378, 2001
- 鄭秀卿・根上彰生「歴史的町並み保全地区に対する市 民の「認識 - 反応」過程に関する研究」『日本建築 学会計画系論文集』,第79巻700号,日本建築学会, pp.1355-1361,2014
- 鈴木佐代・石渡瑞枝・沖田富美子「世代交代期の郊外 戸建住宅地における敷地の変容と居住者移動 横浜 市 H 住宅地内の建築協定区域と非協定区域の事例 から」『日本建築学会計画系論文集』,第76巻660号, 日本建築学会、pp.431-437,2011
- 宋暁晶・池田孝之「「琉球遺産群」のバッファゾーン 及びその周辺地域における景観形成と保全について 一首里城跡,中城城跡,斎場御嶽を事例として一」『日 本建築学会計画系論文集』,第75巻652号,日本建築 学会,pp.1463-1470,2010
- 高橋梢・内村雄二「一般的市街地の個性ある街並みづくりの創出に向けた景観形成基準のあり方とその運用に関する一考察」『都市計画論文集』,第47卷2号,日本都市計画学会,pp.75-83,2012
- 田所篤・加藤仁美「条例による地域特性に即した開発 事業の計画誘導と審査基準をめぐる課題—鎌倉市及 び大磯町まちづくり条例の場合」『都市計画論文集』, 第46巻3号、日本都市計画学会、pp.553-558、2011
- 永冨賢・高田光雄・ヨムチョルホ「まちづくりと連携 した建売住宅団地開発の可能性~京都・太秦にお ける「まちなみ住宅」設計コンペを通じて~」『都 市住宅学』,第35号,都市住宅学会,pp.166-171, 2001
- 楢木克哉「地方中小都市における景観まちづくり施策 の変遷―福岡県太宰府市における景観形成条例策定

- に至る動向—」『都市住宅学』, 第35号, 都市住宅学会, pp.138-142, 2001
- 福田珠己「赤瓦は何を語るか―沖縄県八重山諸島竹富島における町並み保存運動―」『地理学評論』,第69 巻9号、日本地理学会、pp.727-743、1996
- 藤岡和佳「村落の歴史的環境保全施策―沖縄県竹富島 の町並み保存の事例から―」『村落社会研究』,第7 巻2号、日本村落研究学会、pp.25-36,2001
- 古市修・小林正美・泉山塁威・野口弘行・内山善明「街並み景観データベースを活用した歴史的街並み再生の方法論に関する研究―岡山県高梁市における景観構造の視覚化と町並み助成制度による修景効果の検証―」『日本建築学会計画系論文集』,第77巻673号,日本建築学会、pp.619-628,2012
- 宮本雅子「戸建住宅の玄関アプローチの実態と居住者 の意識」『日本家政学会誌』, 第57巻5号, 日本家政 学会, pp.323-331, 2006
- 村松保枝・赤坂信「全国町並み保存連盟加盟団体の活動にみる保存の動機の変遷」『ランドスケープ研究』, 第72巻5号、日本造園学会、pp.459-464、2009
- 由井義通・カロリンフンク・川田力「ハイデルベルク市における住民参加のまちづくり」『地誌研年報』、第15号、広島大学総合地誌研究資料センター、pp.123-144、2006
- 吉野裕太・川島和彦「長野県小布施町における拠点的 景観整備事業を契機とした景観形成の変遷に関する 研究」『日本建築学会計画系論文集』,第76巻670号, 日本建築学会、pp.2353-2359,2011
- 劉一辰・小場瀬令二「戸建て住宅地におけるしゃれ街 条例による住環境・景観保全への効果」『日本建築 学会計画系論文集』,第79巻695号,日本建築学会, pp.147-154,2014
- 渡部章郎・進士五十八・山部能宜「地理学系分野における景観概念の変遷」『東京農業大学農学集報』,第 54巻1号,東京農業大学,pp.20-27,2009

(主任指導教員 由井義通)